

第4回定例会

- ・今冬の福祉灯油助成を決定
- ・子ども・子育て支援法及び就学前子どもに関する教育、保育の総合的な提供の推進に関する法律の施行等により必要となる条例2本を制定
- ・雨竜町と共同による子どものいじめ対策委員会・調査委員会の設置を議決

平成26年第4回定例会は12月10日に開会。

一般質問には4議員が登壇。条例の制定2件、条例の改正1件、補正予算1件、指定管理者の指定1件、規約の制定2件、意見書5件について審議。原案を全会一致で可決し、12日に閉会した。

条例の制定

- ▼新十津川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定
- ・3歳未満の乳幼児保育に関する法律の整備によるもの

- ▼新十津川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ・就学前の子どもの待機解消を促進させるための法律改正によるもの

条例の改正

- ▼新十津川町情報公開条例の一部改正
- ・電磁的記録による情報の公開を可能にするための改正

補正予算

一般会計補正予算(第5号)は歳入歳出に2920万1千円を追加し、総額をそれぞれ65億4777万7千円とし

た。

主な補正内容は、次とおり。

- ▼総務費
- ・ふるさと応援寄附金推進事業 352万1千円
- (ふるさと応援寄附者の増加に対応する経費)

- ▼民生費
- ・福祉灯油助成事業 240万円
- (高齢者や低所得者への灯油代金の助成)

- ▼衛生費
- ・健康づくり対策事業 83万7千円
- (保健師賃金の不足分)

福祉灯油とは

昨年引き続き福祉灯油の助成を行うことに決定。支給基準は12月1日現在で1リットル100円を超えた時に支給するとしています。今回は12月1日現在の価格が98円と基準を満たしておりませんが、電気料の再値上げなど今後灯油の高騰などを考慮して支給決定したものです。

支給には、条件があり、対象者には、後日、町から連絡等があります。



(公営住宅入退去時の維持管理修繕費の不足分)

- ▼教育費
- ・学校給食提供事業 57万7千円
- (給食調理員賃金の不足分)

- ▼災害復旧費
- ・幌加清水沢線災害復旧事業 1090万円
- (8月の大雨による町道被害箇所の復旧経費)

指定管理者の指定

- ▼新十津川町青年会館
- ・公の施設(新十津川町青年会館)の管理を代行させるため、次の者を指定管理者として指定する。

- ・指定管理者となる団体名称 新十津川町青年協議会
- 会長 新井康平

- ・指定期間 平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

- ▼土木費
- ・道路維持車両管理事業 200万円
- (車両修理経費の不足分)
- ・公営住宅維持管理事務 300万円